一般賃貸住宅·公社施行型都民住宅 修繕費等の費用負担区分一覧表の改定について

東京都住宅供給公社(JKK東京)では、お客様の居住中の住宅で修繕が必要になった場合に、その修繕費用の負担については契約時にお渡しする「修繕費等の費用負担区分一覧表」によって定めています。

この修繕費用の負担区分については、これまでも必要に応じて見直しを行ってきたところですが、この度、民法の改正、国土交通省の賃貸住宅標準契約書の改定及び賃貸住宅市場における状況等を勘案して、以下のとおり、公社が所有し管理する賃貸住宅(一般賃貸住宅及び公社施行型都民住宅)における修繕費用負担区分表を改定しましたので、お知らせします。

なお、改定の適用日は、令和元年9月2日(月)です。

1 改定後の費用負担区分一覧表

お客様にご負担いただく修繕項目を34項目から次の11項目に変更します。

修繕項目	修繕内容
① 障子紙	張替え
② ふすま紙	張替え
③ 畳表	取替え又は裏返し
④ 畳縁	取替え
⑤ 備品(多目的スリーブのふた、タオル掛、コート掛、	取替え
ペーパーホルダー、カーテンランナー等)	
⑥ 蛇口のパッキン・コマ	取替え
⑦ 浴槽・洗面器等のゴム栓、鎖	取替え
⑧ 流し排水口のゴム栓、目皿、ごみ受け	取替え
浴室排水口の目皿、ゴミ受け	
⑨ ガスコンロ水入皿、焼網等の付属品	取替え
⑩ 電球・蛍光灯管(LED 電球、点灯管等を含む)	取替え
⑪ その他軽微な修繕	電池、各種エアフィルター、スイッチの
	ひも、網戸の網等の取替え

2 公社が行う修繕項目

上記のお客様のご負担で行って頂く修繕項目以外の修繕等については、お客様からの 申出により、公社でその原因や状況を調査し、負担区分・内容を特定した上で修繕等を 行うことになります。

ただし、お客様の故意・過失、又は日常の手入れをしなかったことにより生じた汚破

損や、<u>住宅の使用に支障のない範囲の汚破損・変色・損耗</u>、<u>日常的な手入れ(簡単な手入れ、ビス・ねじ締め、油差し、清掃)</u>、<u>修繕に伴う家具の移動作業や費用</u>は、<u>お客様の</u>ご負担となりますので、あらかじめご了承ください。

なお、<u>畳床の取替</u>、<u>ふすま(骨・縁)</u>の取替、<u>壁・天井・建具の部分塗装</u>、<u>ビニールクロスの部分張替え</u>の修繕については、お客様から一斉に修繕のお申出をいただいても対応することが困難なため、継続居住期間が50年を超えるお客様から、順次個別に通知させて頂き、通知を受けられた方からのお申出に対応いたします。

【このお知らせに関するお問い合わせ先】

東京都住宅供給公社 お客さまセンター 0570-03-0032 営業時間 午前9時~午後6時 月曜日~金曜日(土日·祝日·年末年始を除く)